



八尾市子育て支援に関するアンケート調査

【参 考】



令和5年12月

対象となるのは、就学前児童のいるご家庭から無作為で抽出した3,500人です。
回答いただいた内容は、これからの八尾市の子ども・子育て支援を決めるための資料とします。これ以外の目的には一切利用いたしませんので、ご安心ください。

【回答にあたってのお願い】

回答内容について

- この調査票は封筒のあて名のお子さんの保護者がお答えください。
- ごきょうだいなどで、この調査票が複数届いた場合も、それぞれのお子さんについて1通ずつお答えください。
- 問題がたくさんありますが、各設問の指示に従ってお答えください。
- 答えたくない質問には、答えなくても構いません。

回答方法について

- WEBまたは用紙のいずれかでお答えください。
- ※両方答えた場合は、WEBによる回答を優先します。

WEBによる回答

右下の二次元コードを読み込むか、下記のURLにアクセスし、IDを入力してください。
※IDは重複回答を防ぐもので、個人を特定するものではありません。

<https://www15.webcas.net/form/pub/websurvey/yaoshugakumae>

WEB回答ページ

ID : ●●●●●●●●



用紙による回答

調査票に回答を記入のうえ、「返信用封筒」と書かれた封筒に入れて封をし、期限までに返信してください。名前・住所の記入や切手は不要です。

◆期限： 令和5年12月22日（金曜日）

【お問合せ先】

八尾市 こども若者部 こども若者政策課
電 話 072-924-3988（直通）
FAX 072-924-9548
Email kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの小学校区をお答えください。

(○はひとつだけ)

※高安は、小 中学校区

1. 八尾	2. 山本	3. 用和	4. 久宝寺	5. 龍華
6. 大正	7. 桂	8. 安中	9. 竹湊	10. 南高安
11. 高安	12. 曙川	13. 北山本	14. 南山本	15. 志紀
16. 高美	17. 長池	18. 東山本	19. 美園	20. 永畑
21. 刑部	22. 高美南	23. 西山本	24. 高安西	25. 曙川東
26. 亀井	27. 上之島	28. 大正北		
29. わからない ⇒ 町名を記入してください。				
()				

お子さんとお家族の状況についてうかがいます。

問2 封筒のあて名のお子さんの生年月等をお答えください。

(() 内に数字を記入)

平成・令和・西暦 () 年 () 月 生まれ

問3 封筒のあて名のお子さんからみて、この調査に答えている方との関係をお答えください。

(○はひとつだけ)

1. 母親 (パートナーを含む)	2. 父親 (パートナーを含む)
3. その他 ()	

問4 この調査に答えている方の配偶関係についてお答えください。

(○はひとつだけ)

1. 配偶者がいる	2. 配偶者はいない
-----------	------------

問5 封筒のあて名のお子さんの子育て (教育を含む) を主に行っているのはどなたですか。

(○はひとつだけ)

1. 父母 (パートナーを含む) とともに	2. 主に母親 (パートナーを含む)
3. 主に父親 (パートナーを含む)	4. 主に祖父母
5. その他 ()	

問6 日頃、封筒のあて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。
(○はいくつでも)

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
3. 日常的に子どもをみてもらえる知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる知人がいる
5. いずれもない

お子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問7 封筒のあて名のお子さんの保護者が現在働いている状況（自営業や自営業を手伝っている場合も含む）についてお答えください。

(1) 母親【父子家庭の場合は記入不要】

(○はひとつだけ)

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いており、
産休・育休・介護休業中ではない
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いているが、
産休・育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で働いており、
産休・育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で働いているが、
産休・育休・介護休業中である
5. 以前は働いていたが、現在は働いていない
6. これまで働いたことがない

→ 問10へ

→ 問8へ

→ 問9へ

(2) 父親【母子家庭の場合は記入不要】

(○はひとつだけ)

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いており、 産休・育休・介護休業中ではない	→ 問10へ
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いているが、 産休・育休・介護休業中である	
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で働いており、 産休・育休・介護休業中ではない	→ 問8へ
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で働いているが、 産休・育休・介護休業中である	
5. 以前は働いていたが、現在は働いていない	→ 問9へ
6. これまで働いたことがない	

【問7の（1）または（2）で「3.」または「4.」と答えた方のみ】

問8 フルタイムへの転換希望はありますか。

(1) 母親【父子家庭の場合は記入不要】

(○はひとつだけ)

1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等で働き続けることを希望する
4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親【母子家庭の場合は記入不要】

(○はひとつだけ)

1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等で働き続けることを希望する
4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

【問7の（1）または（2）で「5.」または「6.」と答えた方のみ】

問9 働きたいという希望はありますか。

（1）母親【父子家庭の場合は記入不要】

（番号・記号それぞれ○はひとつだけ。（ ）内に数字を記入。）

1. 子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）

2. 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態（○はひとつだけ）

ア. フルタイム

イ. パート・アルバイト等

→ 1週間あたり（ ）日

1日あたり（ ）時間

（2）父親【母子家庭の場合は記入不要】

（番号・記号それぞれ○はひとつだけ。（ ）内に数字を記入。）

1. 子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）

2. 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態（○はひとつだけ）

ア. フルタイム

イ. パート・アルバイト等

→ 1週間あたり（ ）日

1日あたり（ ）時間

お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます。

※「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業をさします。具体的には、幼稚園や保育所など、問10に示す事業が含まれます。

※「定期的」とは、回数が少なくても決まった頻度で利用することです。

問10 封筒のあて名のお子さんは、平日、認定こども園（分園を含む）、保育所（分園を含む）、幼稚園等、どのような定期的な教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用している事業をお答えください。

（番号の○はひとつだけ。記号の○はいくつでも。）

利用している事業	
1. 利用していない	
2. 利用している→記号に○をつけてください。（○はいくつでも）	
ア. 幼稚園	かくじぎょう せつめい ※各事業の説明については 18 ページをご覧ください。
イ. 幼稚園＋幼稚園の預かり保育	
ウ. 認可保育所（分園を含む）	
エ. 認定こども園（分園を含む）	
オ. 小規模な保育施設	
カ. 家庭的保育	
キ. 事業所内保育施設	
ク. 自治体の認証・認定保育施設	
ケ. その他の認可外の保育施設	
コ. 居宅訪問型保育	
サ. 地域子育て支援拠点等子育ての仲間が集まる場	
シ. ファミリー・サポート・センター	
ス. その他（ ）	

問11 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、実際の利用と希望する時間をそれぞれ記入してください。

(1) 実際の利用

(() 内に数字を記入。24時間制。)

(例) 9:00~18:00

1 週間あたり () 日 保育時間帯 (:) ~ (:)

(2) 希望

(() 内に数字を記入。24時間制。)

(例) 9:00~18:00

1 週間あたり () 日 保育時間帯 (:) ~ (:)

問12 現在の利用にかかわらず、封筒のあて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として定期的に利用したいと考える事業をお答えください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用料が発生する可能性があります。

(○はいくつでも)

1. 幼稚園

2. 幼稚園+幼稚園の預かり保育

3. 認可保育所(分園を含む)

4. 認定こども園(分園を含む)

5. 小規模な保育施設

6. 家庭的保育

7. 事業所内保育施設

8. 自治体の認証・認定保育施設

9. その他の認可外の保育施設

10. 居宅訪問型保育

11. 地域子育て支援拠点等子育ての仲間が集まる場

12. ファミリー・サポート・センター

13. 特になし

14. その他 ()

※各事業の説明については

18 ページをご覧ください。

【問12で「1.」または「2.」と答え、かつ「3.」~「12.」と答えた方のみ】

問13 特に幼稚園(幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む)の利用を強く希望しますか。

(○はひとつだけ)

1. はい

2. いいえ

お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます。

問14 封筒のあて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。次の中から、利用しているものをお答えください。また、おおよその利用回数（頻度）もお答えください。

（○はいくつでも。（ ）内に数字を記入。）

1. 地域子育て支援拠点事業（「つどいの広場」、「地域子育て支援センター」等）
1週間あたり（ ）回もしくは、1か月あたり（ ）回程度
2. その他、八尾市が実施している類似の事業（具体名： ）
1週間あたり（ ）回もしくは、1か月あたり（ ）回程度
3. 利用していない
4. 知らない
5. その他（ ）

問15 問14のような地域子育て支援拠点事業について、これからの利用希望をお答えください。また、希望する利用回数（頻度）もお答えください。

なお、これらの事業の利用には、一定の利用料が発生する可能性があります。

（○はひとつだけ。（ ）内に数字を記入。）

1. 利用していないが、今後利用したい
1週間あたり（ ）回もしくは、1か月あたり（ ）回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1週間あたり、さらに（ ）回もしくは、1か月あたり、さらに（ ）回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

お子さんの土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

※教育・保育事業とは、認定こども園（分園を含む）、保育所（分園を含む）、幼稚園等の事業をさし、親族・知人による預かりは含みません。

問16 封筒のあて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯をお答えください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用料が発生する可能性があります。

(1) 土曜日

(○はひとつだけ。() 内に数字を記入。時間は24時間制。)

1. 利用する必要はない

(例) 9:00~18:00

2. ほぼ毎週利用したい

3. 月に1~2回は利用したい



利用したい時間帯 (: ~ :)

(2) 日曜日・祝日

(○はひとつだけ。() 内に数字を記入。時間は24時間制。)

1. 利用する必要はない

(例) 9:00~18:00

2. ほぼ毎週利用したい

3. 月に1~2回は利用したい



利用したい時間帯 (: ~ :)

【封筒のあて名のお子さんが、「幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む）」を利用されている方のみ】

問17 夏休み・冬休み等、長期休暇中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯をお答えください。なお、これらの事業の利用には一定の利用料が発生する可能性があります。

(○はひとつだけ。() 内に数字を記入。時間は24時間制。)

1. 利用する必要はない

(例) 9:00~18:00

2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい

3. 休みの期間中、週に数日利用したい



利用したい時間帯 (: ~ :)

お子さんが病気の際の対応についてうかがいます。

【問10で「2.」に○をつけた方のみ。問10で「1.」に○をつけた方は、問21にお進みください】

問18 この1年間に、封筒のあて名のお子さんが病気やけがで認定こども園、保育所、幼稚園等の施設やサービスを利用できなかったことはありますか。
(○はひとつだけ)

1. あった ➡ 問19へ
2. なかった ➡ 問21へ

【問18で「1.」と答えた方のみ】

問19 封筒のあて名のお子さんが病気やけがで認定こども園、保育所、幼稚園等の施設やサービスを利用できなかった場合に行った対処方法としてあてはまるものをお答えください。また、それぞれの日数もお答えください。(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。)
(○はいくつでも。() 内に数字を記入。)

対処方法	日数 (年間)
1. 父親 (パートナーを含む) が仕事を休んだ	() 日
2. 母親 (パートナーを含む) が仕事を休んだ	() 日
3. 親族・知人 (同居者を含む) に子どもをみてもらった	() 日
4. 父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた	() 日
5. 病児・病後児の保育を利用した	() 日
6. ベビーシッターを利用した	() 日
7. ファミリー・サポート・センターを利用した	() 日
8. やむをえず子どもだけで留守番をさせた	() 日
9. その他 ()	() 日

➡ 問20へ

➡ 問21へ

【問19で「1.」または「2.」と答えた方のみ】

問20 「できれば病児・病後児の保育を利用したい」と思われましたか。また、日数についてもお答えください。利用には、一定の利用料が発生し、利用前にかかりつけ医の受診が必要となる場合があります。
(○はひとつだけ。() 内に数字を記入。)

1. 利用したい ➡ () 日
2. 利用したいとは思わない

お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
うかがいます。

- 問21 封筒のあて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気等)等の目的で、不定期に利用している事業はありますか。
利用している場合は、1年間の利用日数(おおよそ)をお答えください。
(番号の○はひとつだけ。記号の○はいくつでも。()内に数字を記入。)

利用している事業	利用日数 (年間)
1. 利用している → 記号に○をつけてください。(○はいくつでも)	
ア. 一時預かり (私用など理由を問わずに認定こども園、保育所等で一時的にこどもを保育する事業)	() 日
イ. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)	() 日
ウ. ファミリー・サポート・センター	() 日
エ. 夜間養護等事業(トワイライトステイ(児童養護施設等で休日・夜間に子どもを保護する事業))	() 日
オ. ベビーシッター	() 日
カ. その他()	() 日
2. 利用していない	

問22 封筒のあて名のお子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）等で、年間何日くらい教育・保育事業等を利用したいですか。必要な日数をお答えください。なお、これらの事業の利用にあたっては、一定の利用料が発生する可能性があります。
（番号の○はひとつだけ。記号の○はいくつでも。（ ）内に数字を記入。）

利用目的	日数（年間）
1. 利用したい → 記号に○をつけてください。（○はいくつでも）	
ア. 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等、リフレッシュ目的）	（ ）日
イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等	（ ）日
ウ. 不特定の就 労	（ ）日
エ. その他（ ）	（ ）日
2. 利用する必要はない	

問23 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）等で、封筒のあて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらうことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、対処方法をお答えください。
（番号の○はひとつだけ。記号の○はいくつでも。（ ）内に数字を記入。）

対処方法	日数（年間）
1. あった	
ア. 親族・知人（同居者を含む）にみてもらった	（ ）泊
イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	（ ）泊
ウ. 「イ.」以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	（ ）泊
エ. やむをえず子どもを同行させた	（ ）泊
オ. やむをえず子どもだけで留守番をさせた	（ ）泊
カ. その他（ ）	（ ）泊
2. なかった	

お子さんが小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。

問24 封筒のあて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。また、希望する週あたりの日数をお答えください。

「3.」を選択された場合は、利用を希望する時間もお答えください。

（○はいくつでも。（ ）内に数字を記入。時間は24時間制。）

1. 自宅	週（ ）日くらい	
2. 祖父母の家や友人・知人の家	週（ ）日くらい	(例) 18:00
3. 放課後児童室（学童保育）	週（ ）日くらい	下校時から（ ）：（ ）まで
4. 習い事（ピアノ教室、学習塾等）	週（ ）日くらい	
5. 青少年会館	週（ ）日くらい	
6. 放課後子ども教室等地域の取り組み	週（ ）日くらい	
7. 放課後等デイサービス	週（ ）日くらい	
8. ファミリー・サポート・センター	週（ ）日くらい	
9. その他（公民館、公園等）	週（ ）日くらい	

問25 封筒のあて名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。また、希望する週あたりの日数をお答えください。

「3.」を選択された場合は、利用を希望する時間もお答えください。

（○はいくつでも。（ ）内に数字を記入。時間は24時間制。）

1. 自宅	週（ ）日くらい	
2. 祖父母の家や友人・知人の家	週（ ）日くらい	(例) 18:00
3. 放課後児童室（学童保育）	週（ ）日くらい	下校時から（ ）：（ ）まで
4. 習い事（ピアノ教室、学習塾等）	週（ ）日くらい	
5. 青少年会館	週（ ）日くらい	
6. 放課後子ども教室等地域の取り組み	週（ ）日くらい	
7. 放課後等デイサービス	週（ ）日くらい	
8. ファミリー・サポート・センター	週（ ）日くらい	
9. その他（公民館、公園等）	週（ ）日くらい	

いくじきゅうぎょう しゅとくじょうきょう
育児休業の取得状況などについてうかがいます。

- 問26 封筒のあて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。
母親、父親それぞれについて、お答えください。
また、取得していない方はその理由をお答えください。
(○はひとつだけ。理由番号はいくつでも。)

ははおや 母親 (○はひとつだけ) とうじ ふし かてい ばあい きにゆうふよう 【当時、父子家庭の場合は記入不要】	ちちおや 父親 (○はひとつだけ) とうじ ぼし かてい ばあい きにゆうふよう 【当時、母子家庭の場合は記入不要】
1. 取得した (取得中である) 2. 取得していない 3. 働いていなかった しゅとく りゆう 取得していない理由 (いくつでも) りゆうばんごう 【理由番号】 	1. 取得した (取得中である) 2. 取得していない 3. 働いていなかった しゅとく りゆう 取得していない理由 (いくつでも) りゆうばんごう 【理由番号】

(取得していない方【理由番号】)

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 産休後に、仕事に早く復帰したかった
4. 仕事に戻るのが難しそうだった
5. 昇給・昇格等が遅れそうだった
6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
7. 認定こども園・保育所・幼稚園等に預けることができた
8. 配偶者が育児休業制度を利用した
9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった
10. 子育てや家事に専念するため退職した
11. 職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)
12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
13. 制度を知らず、退職した
14. その他・わからない

【理由番号】を上の 内に
記入してください。

【封筒のあて名のお子さんについて、育休取得後、職場に復帰した方のみ。該当しない方は問28にお進みください】

問27 育児休業からは、お子さんが何歳のときに職場復帰しましたか。また、希望としては、いつまで取り
たかったですか。

(1) 母親【当時、父子家庭の場合は記入不要】

(() 内に数字を記入)

じっさい しゅとくきかん 実際の取得期間	きぼう きかん 希望する期間
() さい () げつ 歳 () か月	() さい () げつ 歳 () か月

(2) 父親【当時、母子家庭の場合は記入不要】

(() 内に数字を記入)

じっさい しゅとくきかん 実際の取得期間	きぼう きかん 希望する期間
() さい () げつ 歳 () か月	() さい () げつ 歳 () か月

その他こどもに関する制度についてうかがいます。

- 問28 国が検討している「こども誰でも通園制度（仮称）」が創設された場合、利用したいと思いますか。
 また、利用を希望する場合、週あたりの日数と時間帯をお答えください。なお、サービスの利用にあたっては、一定の利用料が発生する可能性があります。
 ※こども誰でも通園制度（仮称）とは、利用要件を緩和し、親が就労していなくても、こどもを認定こども園や保育所、幼稚園などに預けられる制度のことです。なお、詳細はまだ決まっています。

（○はひとつだけ。（ ）内に数字を記入。時間は24時間制。）

- 利用したい 週（ ）日 保育を希望する時間帯 （ ）～（ ）
- 利用したいと思わない (例) 9:00～18:00

- 問29 子育てに関して、気になることはありますか。（1）、（2）それぞれお答えください。

（1）こどもに関すること
 （○はいくつでも）

- 発育発達に関すること
- 病気や医療的ケアに関すること
- 食事や栄養に関すること
- こどものしつけに関すること
- こどもと過ごす時間が十分取れないこと
- こどもの教育・保育に関すること
- お友達とのかかわりに関すること
- 子育て支援サービスのこと
- 特になし
- その他（ ）

（2）ご自身に関すること
 （○はいくつでも）

- 子育てに関して配偶者（パートナーを含む）の協力が少ないこと
- 配偶者（パートナーを含む）と子育てに関して意見が合わないこと
- 子育てが大変なことを、身近な人が理解してくれないこと
- 自分の子育てについて、身近な人の見る目が気になること
- 子育てに関して話し相手や相談相手がいらないこと
- 仕事や趣味など自分の時間が十分取れないこと
- 配偶者（パートナーを含む）以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
- 子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと
- 子育てによる身体の疲れが大きいこと
- こどもの教育にかかる経済的な不安が大きいこと
- 特になし
- その他（ ）

問30 ご自身の子育てで気になることがあったときの相談相手や相談先はどこですか。
(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------|
| 1. 配偶者（パートナーを含む） | 2. 自分の親 |
| 3. 配偶者（パートナーを含む）の親 | 4. きょうだい・その他親戚 |
| 5. 知人や友人 | 6. 職場関係者 |
| 7. 保健センターの保健師 | 8. こども総合支援センター（ほっぷ）の相談員 |
| 9. 「7.」「8.」以外の市役所等の公的機関 | 10. 認定こども園・保育所・幼稚園等の職員 |
| 11. 地域子育て支援拠点等のスタッフ | 12. 地域の民生委員・児童委員 |
| 13. 医療機関の医師や看護師 | |
| 14. インターネットのサイトへの書き込み、SNSやLINEによる相談 | |
| 15. その他（ | ） |
| 16. 相談できる相手がいない | |

問31 こども基本法の精神の基盤になっている「子どもの権利条約」にある一般原則を知っていますか。
※ 一般原則とは第2条「差別の禁止」、第3条「子どもの最善の利益」、第6条「生命への権利、生存・発達の確保」、第12条「意見表明権」の4つです。

(○はひとつだけ)

- | |
|---------------------|
| 1. 原則も内容も知っている |
| 2. 聞いたことはあるが内容は知らない |
| 3. 知らない |

問32 こども基本法では、こどもの意見表明や意見反映について規定されており、こどもを権利の主体と位置付け、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。これを実現するために必要と思うものは何ですか。

(○はいくつでも)

- | |
|-------------------------------|
| 1. こどもに自由な意見が表明できる力をつけること |
| 2. こどもが自由に意見を表明できる場所や機会をつくること |
| 3. こどもの意見を聴く側のおとなが意識をもつこと |
| 4. こどもが出した意見を反映する仕組みをつくること |
| 5. こどもの意見を反映するための予算を確保すること |
| 6. その他（ |
| ） |

This image shows a single sheet of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

【ご協力いただきありがとうございました】

問10 と問12 の用語説明

幼稚園の預かり保育	幼稚園の通常の就園時間の利用に加え、通常就園時間を延長して預かる事業
認可保育所（分園を含む）	国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたものの
認定こども園（分園を含む）	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設
小規模な保育施設	主に3歳未満の子どもをおおむね6～19人預かる施設で、市が認可したもの
家庭的保育	保育者の家庭等で子どもを保育する事業
事業所内保育施設	企業が主に従業員用に運営する施設
自治体の認証・認定保育施設	認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設
居宅訪問型保育	保育ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業
地域子育て支援拠点事業	親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場（「つどいの広場」、「地域子育て支援センター」等）
ファミリー・サポート・センター	地域住民が子どもを預かる事業

こどもや子育てに関する
相談窓口のお知らせ

こども総合支援センター（ほっぷ）では、子育てに関することやお子さんの発達などの相談ができます。“あそびのひろば”には、いろいろなおもちゃや遊具もあるので、気軽にお越しください。

